第28号の9様式（第162条の17関係）（日本工業規格Ａ４）

第　　号

特定操縦技能練習監督者指定書

住　所
氏　名

航空法第71条の４第１項の規定により指定する。

航空機の種類
航空機の等級又は型式
指定の期限

年　　月　　日

国土交通大臣　　印

年　　月　　日

第二十号様式表面中「(6)　航空運送事業又は航空機使用事業を経営する者
(7)　前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
(8)　航空運送代理店業を経営する者」を「(6)　操縦技能審査事務
(7)　航空運送事業又は航空機使用事業を経営する者
(8)　前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
(9)　航空運送代理店業を経営する者」に改め、同様式裏面中「(vi)Any person who operates air transport services or aerial work services
(vii)Any person who operates air transport services or aerial work services other than listed in the preceding items, who uses aircraft
(viii)Any person who operates air transport agency business」を「(vi)Any pilot competency assessor
(vii)Any person who operates air transport services or aerial work services other than listed in the preceding items, who uses aircraft
(viii)Any person who operates air transport agency business」に改める。

第三十一号様式中「自家用操縦士（上級滑空機）」を「自家用操縦士（上級滑空機）　准定期運送用操縦士」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、航空法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第五十条の四第１項第１号イの改正規定、第百六十二条の二の次に十六条を加える改正規定、第百七十一条の三の改正規定（「法第二十九条第一項（」を「、法第二十九条第一項（」に、「試験」とあるのは「」を「試験若しくは法第七十一条の三第一項の審査」とあるのは「若しくは」に改める部分に限る。）、第二百三十八条の改正規定（同条の表二の項に係る部分を除く。）、第二百四十条第一項、第二百四十二条及び第二百四十三条第一項の改正規定、第二十号様式の改正規定（特定操縦技能審査等関係に限る。）、第二十八号の四様式の次に五様式を加える改正規定並びに第三十号様式の改正規定並びに附則第六条第二項及び第九項並びに第七条（附則第六条第二項及び第九項に係る部分に限る。）の規定は、改正法附則第１条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十六年四月１日。以下「一部施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

**第二条**　改正法附則第二条第１項の相当認定（以下「相当認定」という。）を申請しようとする者は、相当認定申請書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　写真二葉

二　戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（技能証明を有しない場合に限る。）

三　次項に規定する認定の基準に適合していることを証する書類

2　相当認定は、当該相当認定を受けようとする者が行おうとする改正法附則第二条第二項の相当審査（以下「相当審査」という。）に係る航空機の種類ごとに次に掲げる基準に適合する者について行う。

一　改正法附則第二条第四項の規定により、相当認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

二　過去二年以内に航空法第二十九条第１項（同法第二十九条の二第二項、同法第三十三条第三項又は同法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の試験又は相当審査に関し不正な行為を行った者でないこと。

三　航空法に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過していない者でないこと。

四　相当審査に係る航空機と同じ種類の航空機を機長として操縦することができる技能証明を有していること又は当該技能証明を有している者と同等以上と認められる技能を有していること。

五　前号に掲げるもののほか、相当審査を行うのに必要な経験及び能力を有していること。

六　相当審査を行うのに必要な知識に関して国土交通大臣が行う講習を修了したこと又は相当審査について当該講習を修了した者と同等以上と認められる知識を有していること。

3　国土交通大臣は、相当認定をしたときは、当該相当認定を受けた者（以下「相当操縦技能審査員」という。）に、その身分を示す証票（別記第二号様式。以下「相当操縦技能審査員の証」という。）を交付する。

4　相当操縦技能審査員が、業務に従事するときは、前項の相当操縦技能審査員の証を携帯しなければならない。

5　相当操縦技能審査員は、相当操縦技能審査員の証を失った場合（十日以内に次項の規定により再交付を申請する場合を除く。）は、十日以内に、失った事由及び日時、氏名その他必要な事項を付記してその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6　相当操縦技能審査員が、相当操縦技能審査員の証を失い、破り、汚し、又は氏名若しくは住所を変更したため再交付を申請しようとするときは、再交付申請書（別記第三号様式）に写真二葉及び相当操縦技能審査員の証（失った場合を除く。）を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

7　相当操縦技能審査員が改正法附則第二条第四項の規定によりその相当認定の取消しを受けたとき又は再交付を受けた後失った相当操縦技能審査員の証が発見されたときは、その証を所有し、又は保管する者は、遅滞なく、その事由を記載した書類を添えて、これを国土交通大臣に返納しなければならない。

8　相当審査を受けようとする者は、相当審査申請書（別記第四号様式）に次に掲げる書類を添えて、相当操縦技能審査員に提出しなければならない。

一　技能証明書の写し

二　航空身体検査証明書の写し（第十一項の規定により、実技審査の全部を模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用して行う場合を除く。）

三　総飛行時間を証する書類